

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第115号）（総合企画局市民協働政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市大学のまち交流センターの使用料の適正化を図る必要があるとともに、その他規定を整備する必要があるため、条例を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第115号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

3,500	9,800
5,200	14,500
2,400	6,700
3,550	9,900
1,450	4,000
2,200	6,100
550	1,500
800	2,200
3,750	10,500
5,000	14,000
6,550	18,300
2,200	6,100
2,900	8,100
3,850	10,700
4,350	12,100
5,800	16,200
7,650	21,400
1,150	3,200
1,550	4,300
2,050	5,700
2,480,000	
900	2,500
1,350	3,700
2,170,000	
800	2,200
1,200	3,300

別表備考以外の部分中

を

1,860,000	
700	1,900
1,050	2,900

3,600	10,080
5,340	14,910
2,460	6,890
3,650	10,180
1,490	4,110
2,260	6,270
560	1,540
820	2,260
3,850	10,800
5,140	14,400
6,730	18,820
2,260	6,270
2,980	8,330
3,960	11,000
4,470	12,440
5,960	16,660
7,860	22,010
1,180	3,290
1,590	4,420
2,100	5,860
2,550,850	
920	2,570
1,380	3,800
2,232,000	
820	2,260
1,230	3,390
1,913,140	
720	1,950
1,080	2,980

に改め、同表備考1中「財団法人大学コンソーシア

ム京都」を「公益財団法人大学コンソーシアム京都」に改め、同備考3中「100円」を「10円」に改め、同備考4中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総合企画局市民協働政策推進室)